

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第 1 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成 29 年 6 月 30 日 ( 金 ) 午後 3 時 00 分 ~ 4 時 15 分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出席者	公益代表委員 ( 5 名 )	石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 野平康博 山本晃正 ( 敬称略 )
	労働者代表委員 ( 5 名 )	大木順子 喜納浩信 下町和三 新内親典 松下徹 ( 敬称略 )
	使用者代表委員 ( 5 名 )	岩重昌勝 岩元義弘 内道雄 濱上剛一郎 森山麗子 ( 敬称略 )
	事務局 ( 5 名 )	江原労働局長 吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 29 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について</li> <li>2 運営小委員会の委員の指名について</li> <li>3 平成 29 年度鹿児島県最低賃金改正諮問について</li> <li>4 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について</li> <li>5 産業別最低賃金の改正に関する申出について</li> <li>6 今後の日程調整について</li> <li>7 鹿児島県最低賃金専門部会における実地視察及び関係労使からの意見聴取について</li> <li>8 その他</li> </ol>	
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 53 期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿</li> <li>2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定表 ( 案 )</li> <li>3 平成 29 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表</li> <li>4 平成 29 年春季賃上げ妥結状況</li> <li>5 産業別最低賃金の改正の申出についての意向表明 ( 写 ) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(2) 百貨店、総合スーパー</li> <li>(3) 自動車(新車)小売業</li> </ol> </li> <li>6 鹿児島県産業別最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(2) 百貨店、総合スーパー</li> <li>(3) 自動車(新車)小売業</li> </ol> </li> <li>7 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告 (平成 29 年 3 月 28 日 中央最低賃金審議会了承)</li> </ol>	

上ノ原賃金室長

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、最初の審議会でございますので、開催に先立ちまして、ご出席の委員の皆様を、ご紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料の 1 ページに委員名簿がございますので、ご覧頂きたいと思っております。この名簿に記載されている順に従いまして委員の先生方をご紹介させていただきます。

なお、審議会の委員の任期は2年となっております。本年4月1日付けで第53期の委員として任命させていただいております。本年の4月1日現在で、公益代表委員が2名、労働者代表委員が4名、使用者代表委員が2名新たに委員として任命させていただいておりますが、使用者代表委員をお願いしていました鹿児島県経営者協会の田所専務理事が任期途中で退任されたことから、委員の交代がございまして、後任の濱上剛一郎様を新たに本年6月16日付けで使用者代表委員に任命させて頂いております。

それでは先ず、公益委員からご紹介いたします。石塚委員でございます。

石塚委員

石塚でございます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長

竹中委員でございます。

竹中委員

竹中です。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長

田畑委員でございます。

田畑委員

田畑でございます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長

野平委員でございます。

野平委員

野平です。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長

山本委員でございます。

山本委員

山本です。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。大木委員でございます。

大木委員

大木です。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長  
喜納委員でございます。

喜納委員  
喜納と申します。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
下町委員でございます。

下町委員  
下町です。

上ノ原賃金室長  
新内委員でございます。

新内委員  
新内です。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長  
松下委員でございます。

松下委員  
松下と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
続きまして、使用者代表委員をご紹介します。岩重委員でございます。

岩重委員  
岩重でございます。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長  
岩元委員でございます。

岩元委員  
岩元です。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
内委員でございます。

内委員

内です。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長  
濱上委員でございます。

濱上委員  
濱上でございます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
森山委員でございます。

森山委員  
森山でございます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
最後に労働局側の職員を紹介させていただきます。鹿児島労働局長の江原でございます。

江原労働局長  
江原でございます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
労働基準部長の吉野でございます。

吉野労働基準部長  
吉野です。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長  
賃金室長補佐の平松でございます。

平松室長補佐  
平松でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長  
給付調査官の有村でございます。

有村給付調査官  
有村でございます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室  
そして私が賃金室長の上ノ原でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。以上で、各委員

のご紹介を終わります。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本年度の第1回目の審議会でございますので、改めて、皆様に1点お願いをさせていただきます。本審議会におきましては、議事録を作成しております。この議事録の正確性を期するために、進行役の方を除きまして、ご発言いただく前に必ずご自分のお名前をおっしゃっていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、江原労働局長よりご挨拶を申し上げます。

#### 江原労働局長

労働局長の江原でございます。本日は大変お忙しい中、御参集頂きまして、誠に有難うございます。皆様方には先ほど申し上げましたとおり今年度から2年間の任期ということで、第53期の鹿児島地方最低賃金審議会の委員をお引受け頂きまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

今期におきましては、新たに委員をお引き受け頂きました方におかれましては色々ご苦労をおかけすることになるかと思いますが、ご不明な点などにつきましては事務局に何なりとお問い合わせ頂ければと思います。そのうえで今後の審議会運営にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

また、引き続きお引き受けいただいております委員におかれましては、昨年度は非常にタイトな審議スケジュールの中で長時間にわたり熱心なご議論を頂きまして、改めて感謝申し上げます。

さて、最近の当県の経済状況でございますけれど、日銀の鹿児島支店の6月の「金融経済概況」によりますと、「鹿児島県の景気は緩やかに回復しつつある。」とされているところでございます。

また、県内の雇用情勢につきましては5月の有効求人倍率は、今日発表したところでございますが、1.17倍ということで統計開始以来最高の数値という状況でございます。企業におきます人手不足感が、高まっている状況にあります。

こうした中、本年3月に働き方改革実現会議におきまして「働き方改革実行計画」が決定され、この中で、「最低賃金については年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ、引上げていく。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善をはかる。」とされているところでございます。

当局といたしましてもこれを踏まえまして、中小企業の支援に重点的に取り組むこととしておりまして、今年度も引き続き最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業等の事業主の方々に対しまして、労務管理、経営管理に関する無料相談、また、専門家の派遣を行うための最低賃金総合相談支援センターの設置・運営や業務改善助成金事業の一層の周知に取り組んでいきたいと思っております。

本日はこのあと、今年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせて頂きたいと考えているところでございますが、本年度の調査審議にあたりましては、県内の経済状況、雇用情勢、に加えまして今申し上げました働き方改革実行計画での決定事項の内容にも、配慮、配意してご審議して頂き、鹿児島県の多くの労働者の方が安心して納得して働ける結論を出していただければ、と考えているところでございます。

なお、中賃の目安諮問の際にも最低賃金にかかる働き方改革実行計画内容に配意した調査審議を求めるといった旨の諮問がされているところでございますが、皆様方におかれましては今後示されます中賃の目安、これを参考に審議いただければ、先ほど申し上げました実行計画に配意し

た調査審議になるものと思慮しておりますので、念のため申し上げさせていただきます。

最後に、本年度の審議日程に関しましては、中賃での諮問日が6月27日で、今後の中賃答申日が7月下旬頃の予定になっておりますことから、今年度も非常に厳しい日程でのご審議となり、委員の皆様にはご苦勞をおかけすることになると思っておりますが、このような状況につきましてもご理解頂き、今後の審議の円滑な運営に特別のご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうか宜しくお願い致します。

上ノ原賃金室長

それでは、本日は会長が選出され、審議が開会されるまでの間、慣例によりまして私が司会を務めさせていただきます。まず、議事に入ります前に報告事項がございます。お手元にお配りしております資料2の によりますと鹿児島地方最低審議会運営規定第6条により、審議会は原則として公開することとなっております。事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、3名の希望者がございました。この3名の方は鹿児島県労連所属の方々です。また、南日本新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社の記者の方が取材を希望されており、審議会の頭撮りと諮問文を手渡す際の写真撮影を希望され、ただ今会議室の外で待機していただいております。また、参考資料2の の公開要領によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。」、「審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。」とされておりますので、後ほど、議事に入りました段階で、傍聴及び取材の可否について会長にご判断をお願いいたします。

続きまして、当審議会の会長と会長代理を選出していただきたいと思っております。

これにつきましては、最低賃金法第24条第2項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」ということになっておりますが、慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただき、皆様にご承認をいただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

上ノ原賃金室長

ありがとうございます。それでは、公益委員の方から発表をお願いいたします。

野平委員

本件につきましては、先般開催いたしました公益委員会で協議済みですので、私からその結果を報告させていただきます。会長に石塚委員、会長代理に田畑委員を推薦いたしたいと思っております。

上ノ原賃金室長

ただ今、会長に石塚委員、会長代理に田畑委員を推薦するというご報告をいただきましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

上ノ原賃金室長

ありがとうございます。それでは、会長に石塚委員、会長代理に田畑委員が決定いたしました。それでは、会長にご挨拶をいただきたいと思います。

石塚会長

皆様、こんにちは。会長に推薦いただきました石塚です。昨年までは、田畑会長の下で会長代理としてこの会議に参加させて頂きました。今年度は、審議会の会長として進めさせていただきます。最低賃金審議会につきましては、ここ数年、非常に不透明な内外の経済状況、特に都心部と地方部の格差の問題など、いろいろ複雑な要因が関わってまいります。そういった中でこの審議会では労使の委員の方から、建設的なご意見を賜りながら昨年まで進めてきたと思っております。今年度も状況は先程からお話がありましたように非常に不透明な状況が続いております。

さらに、中賃の目安が決まる時期が遅く、審議日程が遅く、非常にタイトなスケジュールで審議会が行われることになると思われます。そういった中で、皆さんから忌憚のないご意見を賜りながら、また建設的なご意見を出して頂いて、鹿児島県の最低賃金として合理的な金額を模索しながら会議を進めていきたいと思っています。昨年までの田畑委員のようにはなかなかうまく進められないかもしれませんが、皆さんのご協力と積極的なご意見を賜りながら進めていきたいと思っていますので、どうぞ宜しくおねがいたします。

上ノ原賃金室長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行を石塚会長にお願いいたします。

石塚会長

それではここからは座って議事を進めたいと思います。

では、ただ今から、平成 29 年度第 1 回の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本審議会の成立について事務局より報告をお願いします。上ノ原賃金室長、宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条第 2 項によりますと、「審議会は、委員の 3 分の 2 以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されております。本日は委員の 3 分の 2 以上となる 15 名の全委員のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをここにご報告いたします。

石塚会長

本審議会は有効に成立しているということですので、これから審議を始めていきたいと思えます。まず、先ほどお話がありましたように本日は傍聴と取材を希望される方々がおられ、取材につきましては審議会の頭撮りとそれから諮問文を手渡す際の写真撮影を希望されているということでございます。審議会の公開につきましては、お手元の参考資料 2 の「鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領」の第 5 項で、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対

し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。」と規定されています。私としましては、本審の場合は皆さんのお手元にありますように、本日の議事の内容からして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴と取材を認めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることにしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させてください。

(事務局：傍聴者、取材者を案内)

石塚会長

それでは、再開いたします。本日の議題は、皆さんのお手元にありますように、1番の「平成29年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」から8番目の「その他」までの8項目となっております。それで、この順番で1番目から順番に審議していきたいと思います。

まず、第1番目の議題は、「平成29年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」です。この件に関して事務局から説明をお願いしたいと思います。では、宜しくお願いします。

平松室長補佐

平成29年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営案について、説明いたします。

お手元の資料2の「鹿児島地方最低賃金審議会運営予定表【案】」により、昨年の運営実績を踏まえ事務局の方で考えた本年度の審議会の大まかな流れについて、説明いたします。この予定表の作成に当たって留意した点ですが、本年度の中賃の目安答申が見込まれる時期が7月27日頃であること、県最賃の早期発効、この2つの点に留意して作成した仮のものでございます。後者の県最賃の発効についてですが、ここ数年、中央最低賃金審議会、即ち中賃における諮問等の関係で、地域別最低賃金の改正諮問を7月初旬(昨年は7/12)に行っておりますが、本年度も本日举行させていただくことになりました。

そして、県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とすることが定着しており、当局でも10月1日発効を目標としているところですが、10月1日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されます。資料3に「平成29年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」をお付けいたしましたが、この一覧表の1枚目、地域別最低賃金の場合をご覧くださいと、発効予定日が10月1日の場合の答申日期限は8月7日(月)となっております。一方、産別最賃につきましては、これまで年内発効というのが一つの目安とされてきたわけですが、一覧表の2枚目、3枚目の特定最低賃金の場合をご覧くださいと、年内発効の場合、答申期限は11月1日(水)となります。こういった点を踏まえて資料を作成しております。資料2の上側半分は、平成29年度の審議会運営予定表(案)、下側半分が平成28年度の審議会運営実績表となっております。この表はどちらも、左端の列に、上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電気関係専門部会、自動車(新車)小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおり、それぞれ右へ移動

していただきますと、月ごとの各部会の運営状況などがご理解いただける形になっております。下側の平成 28 年度実績表をご覧くださいなのですが、表の中の日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。次に、表中の丸数字でございますが、下側の場合は、昨年度の審議会等の順番を示しており、上側の場合は、本年度における審議会等のおおよその順番であるご理解いただきますようお願いいたします。それでは、本年度の予定を具体的に説明いたします。

の本年度第 1 回公益委員会は、既に 6 月 23 日（金）に開催させていただき、会長候補・代理候補の選出等について、ご議論いただきました。地賃での諮問は、中賃での目安諮問を受けて開催することになっており、6 月 27 日（火）に中賃での目安諮問があったことを踏まえて、本日ここに第 1 回本審を開催させていただいたという状況でございます。県最賃専門部会につきましては、本日の県最賃の改正諮問をお受けになられると、公示期間を 2 週間程度として県最賃専門部会委員の推薦公示を行い、この公示を経て専門部会委員を任命させていただきます。

県最賃専門部会は、8 月上旬頃までに順次開催し、金額改正等についてご審議いただく流れが考えられます。開催回数は、例年 3～4 回程度ですが、審議の状況によってその回数は変わってくるかと思われま

す。昨年度との違いは、8 月に集中する審議日程を少しでも軽くして円滑にするために、県最賃専門部会の第 1 回目を中賃の目安答申前の 7 月 21 日に開催させていただき、この時点ではまだ目安が出ておりませんので金額審議に入る前までの部分として、部会長・部会長代理の選出、労使それぞれの基本的な考え方の表明までを、目安答申前にさせていただきたいという形で作った案となっています。

の第 2 回本審は、7 月 28 日午後 3 時半からをとりあえずの案としておりますが、これはあくまでも中賃の目安が 7 月 27 日までに答申されるのではないかとすることを前提として記載しているものです。

、 の県最賃専門部会については、金額審議に関する県最賃専門部会を、8 月上旬頃順次開催し、金額改正等についてご審議いただく流れが考えられます。開催回数は、例年 3～4 回程度ですが、審議の状況によってその回数は変わってくるかと思われま

す。の第 3 回本審については、県最賃専門部会で金額改正という結審に至った場合、その当日か、結審日からあまり日が開かないうちに、第 3 回本審 を開催いただき、可能であれば、その際に答申をいただければと思っております。

の最賃決定要旨の公示については、第 3 回本審で改正の答申をいただいた場合は、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。意見に対する異議申出は、公示日から 15 日以内となっております。

の運営小委員会については、産別最賃改正等の申出が例年どおりなされた場合には、 の第 2 回本審において、産別最賃の改正の必要性の有無に関して諮問させていただきこととなります。そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産別最賃について、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

の第 4 回本審については、公示した意見要旨に関して異議申出が出された場合に、その申出についてご審議いただくということになります。

の最賃決定の公示については、第 4 回本審で、異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

以上、大まかな流れを説明いたしました。今後の審議会等の審議項目につきましては簡単で

はありますが、資料 2 の表に記載しておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。  
以上で説明を終わります。このような大まかな進め方でよろしいか、ご審議をお願い致します。

石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、事務局からこれからのスケジュールについて、資料 2 に従って説明がありましたが、これに対するご質問やご意見等はございませんでしょうか。かなりタイトなスケジュールですね。短い間に凝縮されているのですが、何かご意見等ございませんでしょうか。ではよろしいでしょうか。

( 質疑応答、意見なし )

石塚会長

それでは、特にご異議がなければ、平成 29 年度の審議会の運営につきましては、概ね資料 2 のこの案に沿って運営していくということとしたいと思います。ただ、突発的な事項や審議すべき事項が生じた場合には、この A3 のスケジュール以外にも開催する場合があります。もしないということをご承知おきいただきたいと思います。それでは次の議題に入りますが、先程頭撮り等の時間等を設けなかったですけど、よろしかったですでしょうか。

平松補佐

諮問の・・・。

石塚会長

諮問の時でよかったですか。それでは、2 番目の議題に入ります。2 番目の議題は、「運営小委員会の委員の指名について」ですが、運営小委員会は、お手元の参考資料 2 の 審議会運営規程第 3 条によりますと「特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設ける」となっております。実際には、先程の運営予定表にもありますように、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっておりますが、資料の 5 にありますように、今年の 3 月に申し出の意向表明が出されております。お手元の資料 5 をご覧ください。運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料 2 の 運営小委員会運営要領第 3 項によりますと、「小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ 3 名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名する。」となっております。

これまでの慣行に従って、本年度も公・労・使各側で協議をしていただいて、それぞれ 3 名ずつ推薦いただきたいと思いますけれども、公益委員からは、田畑委員と野平委員と竹中委員が推薦されておりますので、まずご報告させていただきたいと思います。

それで、労側、使側、もし決まっておりましたら、発表していただきたいと思います。どうでしょうか。まず、労側からお願いします。

新内委員

労側は、喜納委員、下町委員、私、新内委員の 3 名です。

石塚会長

それでは使側、お願いします。

濱上委員

使側は、岩重委員、内委員、私、濱上の3名が務めさせていただきます。

石塚会長

それでは労使各側からご推薦いただきましたので、運営小委員会の委員として私の方から指名いたします。公益側は先ほど申し上げたとおり、田畑委員、野平委員、竹中委員、労働者側は喜納委員、下町委員、新内委員、使用者側は岩重委員、内委員、濱上委員、の合計9名で運営小委員会を開催したいと思いますのでよろしくお願いたします。

石塚会長

それでは、3番目の議題に入りますが、3番目の議題は、「平成29年度鹿児島県最低賃金改正諮問について」です。事務局は諮問文の準備をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

(事務局は、諮問文(写)を配付した。)

江原労働局長

それでは、私から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第12条の規定に基づいて諮問いたします。挨拶の中でも申し上げましたように、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定の調査審議に関しましては、県内の経済状況、雇用情勢に加えて、平成29年3月28日に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」に配慮したご審議をお願いするものでございます。では、諮問させていただきますので、読み上げさせていただきます。

下

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長 江原 由明

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金の改正決定について、「働き方改革実行計画」に配慮した貴会の調査審議をお願いする。よろしくお願いたします。

(諮問文を朗読後、江原局長が会長に諮問文を手交した。)

石塚会長

ただ今諮問文をいただきましたので、中央最低賃金審議会のスケジュールにつきまして、事務局から説明を頂きたいと思えます。宜しくお願いいたします。

上ノ原賃金室長

先ほど、平松補佐から説明がありましたが、まだ確定的なものは決まっていない状況でございます。今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6月27日(火)に中央最低賃金審議会が開催されて目安額の諮問がなされ、同日、第1回目の目安に関する小委員会が開催されました。今後は、3回程度小委員会が開催された後、7月27日頃になると思いますけれども、審議会を開催して答申予定と聞いておりますが、これは中賃の審議次第、審議の進行次第ということになりますので、まだ確定したものではありません。今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですけれども、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡差し上げることにしていきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。以上です。

石塚会長

どうもありがとうございます。今の日程の説明等につきまして皆さんからご質問等はございませんか。確定的ではないけれども、7月27日頃までにはという話でしたが、よろしいですか。

(質疑なし)

石塚会長

続きまして、4番目の議題の「鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」の議題に入りたいと思います。

先ほど江原労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がありましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から鹿児島県最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第6条5項を適用しておりません。

お手元の最低賃金決定要覧の163ページのとおり審議会令第6条5項で、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

これは、「原則として県最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができる」ということでもあります。

しかし、第6条5項を適用しないということは、県最賃の専門部会で決まったことを、再度本審に上げていただいて、本審で最終的な決議をするということの意味しています。

鹿児島の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げていただいて、本審で、再度決議してきております。本年度もこれまでと同様に、第6条5項を適用しないことにして、専門部会の決議だけでなく、そのあとの本審の決議も必要とすることにしようかをお尋ねしますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条5項を適用しないで、本審の決議を必要とすることにしたいと思います。

石塚会長

それでは、続きまして5番目の議題に入ります。5番目の議題は、「産業別最低賃金の改正に関する申出について」ですが、これについて、事務局から説明をお願いします。宜しくお願いします。

平松室長補佐

それでは、産業別最低賃金について説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法改正により、法律上は「特定最低賃金」と呼ばれることになりましたが、元々「産業別最低賃金」という名称があったわけではなく、事実上、そのような名称を使ってきたという経緯もあり、法改正後もこの「産業別最低賃金」という名称を使っておりますので、この説明でも「産業別最低賃金」と表現いたします。

さて、産業別最低賃金につきましては、最賃法第15条に基づく最低賃金の改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入るという格好になっております。現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、百貨店、総合スーパー、自動車(新車)小売業の3業種について決定されており、例年、それぞれの産業別最低賃金の改正等の申出をそれぞれの関係労働団体から受けております。

今日現在の状況で言いますと、本年3月末までに、改正等の申出を行いたいという「意向表明」が関係労働団体から提出されております。その写しが、お手元の資料5の(1)から(3)でございます。例年7月中下旬を目途に、改正の申出がなされますので、それを受けまして、第2回本審(予定表の )においてまず産別最賃の改正の必要性に関する諮問を行い、この必要性の有無の審議を運営小委員会(予定表の )の中で行っていただき、改正の必要性有りとの結論が出た場合には、それを受けまして本審で必要性答申、その後、金額改正諮問、そしてそれぞれの専門部会で金額審議を行うという流れになります。

産別最賃につきましては、平成14年12月に出された「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(要覧のP214)の中で、「関係労使のイニシアティブの発揮」により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われ、これを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」(参考資料2「鹿児島地方最低賃金審議会運営規程集」の中のインデックス番号6「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」)を全会一致で定め、その中で、「関係労使当事者間の意思疎通」、「関係労使(オブザーバー)の参加による必要性審議」、「金額審議における全会一致の議決に向けた努力」、「適用労働者数等の通知」などについて決定いたしておりますが、そのうちの「適用労働者数等の通知」につきましては、資料6の(1)から(3)のとおり関係労使あて既に通知しているところでございます。

また、産別最賃につきましては、最低賃金審議会令第6条第5号に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっておりますので、これにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするかお決めいただくこととなります。以上で説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございます。産業別最低賃金の改正に関する申し出について、ただ今説明していただきましたが、今の説明につきましてご質問等ございませんか。

(意見なし)

石塚会長

では、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、6番目の議題の「今後の日程調整について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

平松室長補佐

今からご説明します日程案は、中賃の目安が7月27日までに答申されることを前提にしたものであり、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。

本日が第1回本審ですが、第2回本審は、中賃から出された目安答申の伝達という内容になり、当然、第2回本審は、中賃の目安答申が出された後ということになりますので、事務局としましては、第2回本審を7月28日(金)午後3時30分から開催していただきたいと考えております。

また、第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定ですが、事務手続き等の関係から改正の申出は7月24日(月)までをお願いしたいと考えております。また、運営小委員会は、予備日を含めて複数回の日程を調整させていただきたいと考えておりますが、1回目は8月17日(木)の午後(1時半頃から)、第2回運営小委員会を8月18日(金)午前中(開始時刻は17日の審議の進み具合に応じて9時半か10時頃から)開催していただきたいと考えております。なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様には、8月17日午後に参加していただくことにしたいと考えております。したがって、運営小委員会のオブザーバー推薦につきましては、8月10日(木)までの提出をお願いしたいと考えております。

県最賃専門部会の日程につきましては、公益委員と労使代表委員のご了解を得て、あらかじめ開催日時を検討いたしました結果、第1回専門部会は、7月21日(金)午後3時30分から、第2回専門部会は、8月2日(水)午前10時から、第3回専門部会は、8月4日(金)18時、午後6時から、第4回専門部会は、8月7日(月)午前9時半からという日程案を、事務局の方では考えております。また、第3回本審につきましては、第3回専門部会で結審した場合については、8月7日(月)午前10時頃からの開催、第4回専門部会で結審した場合については、8月7日(月)午後6時から開催していただければと考えております。それから、異議申し立てがあった場合の第4回本審は、できるだけ早い発効を考慮して、8月23日(水)午前8時半から、開催していただければと考えております。最初に申し上げましたように、以上の日程案はいずれも、中賃の目安が7月27日までに答申されることを前提としたものであり、あくまでも事務局案として提案させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

石塚会長

どうもありがとうございます。7月27日に中賃の目安の結果が出ること、それを前提にそれから先の審議会、専門部会、小委員会を含めてのスケジュールをご説明いただきましたが、たくさんございますので一つずつ。今、事務局の方から7月28日(金)の午後3時半から第2回本審を開催したいとのご提案がありました。これについてはよろしいでしょうか。ご意見はございませんか。

(異議なし)

石塚会長

これについては提案どおりに開催することにしたいと思います。

続きまして、第1回運営小委員会を8月17日の木曜日に、第2回運営小委員会を8月18日金曜日に開催したいということ、現段階では開催時間は午前、午後と、まだ未定になっていますが、そういったところでやりたいということ、産別最賃の改正の申し出を、7月24日月曜日までに提出してもらいたいということ、運営小委員会のオブザーバーの推薦は、8月10日までに提出してもらいたいということという3つ提案がございましたが、この日程で可能でしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

いいですか。それでは、これにつきましてもそうさせて頂きたいと思います。では続きまして専門部会ですが、第1回専門部会を7月21日金曜日午後3時30分から、第2回専門部会が8月2日水曜日午前10時から、第3回専門部会を8月4日金曜日午後6時から、第4回専門部会を8月7日月曜日午前9時半から開催させて頂きたいという提案でしたけれども、これについてもよろしいでしょうか。なかなか大変でしょうけれども、お願いできればと思います。では宜しくお願いします。

続きまして第3回の本審につきましては、8月4日の第3回専門部会で結審した場合は、8月7日の午前中に開催したいこと、8月7日の第4回専門部会で結審した場合は、専門部会当日の午前中か午後6時から開催させて頂きたいということで、8月4日に結審しても7日に結審しても第3回本審は8月7日に開催したいという提案でしたけれども、これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。異議の申し立てがあった場合の第4回本審は、できるだけ早い発効ということを考慮しまして、第3回本審の答申が8月7日に開催された場合は、8月23日(水)の午前中に開催させて頂きたいという提案が出されましたが、これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

朝早くて申し訳ないですが、宜しく申し上げます。それでは、再度確認いたしますが、第2回本審は7月28日(金)の午後3時半から開催いたします。第1回運営小委員会は、8月17日(木)の午後開催し、第2回運営小委員会は、8月18日(金)の午前開催します。産別最賃の改正の申し出は7月24日(月)までに提出する、運営小委員会のオブザーバーの推薦は8月10日(木)までをお願いするということ。それから続きまして専門部会につきましては、第1回専門部会は、7月21日金曜日午後3時半から、第2回専門部会は、8月2日水曜日午前10時から、第3回専門部会は、8月4日(金)午後6時から、第4回専門部会は、8月7日(月)午前9時半から開催したいということになります。それから、第3回本審については、8月7日(月)で開催時間は、専門部会の結審の状況次第ということ、第4回の本審は、これは異議審ですが、8月23日(水)の午前から開催することに決定いたしましたので、委員の皆さんは大変でしょうが、日程の確保をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは1時間ほど経ちましたが、今日は議題が多いので、ここで5分間ほど休憩を取らせて頂きたいと思えます。4時から再開とさせていただきますので、休憩を取らせていただきます。

(5分間休憩)

石塚会長

それでは、4時になりましたので再開します。

7番目の議題の「鹿児島県最低賃金専門部会における実地視察及び関係労使からの意見聴取について」に入ります。この件につきましては、事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

それではご説明させていただきます。従来から改正諮問後に最賃法第25条第5項による意見聴取の公示を行いまして、提出があった意見書について、昨年度の場合ですと、第2回本審で協議をし、専門部会に一任することとしています。それを受けて、第2回専門部会で意見書の提出があった団体から意見聴取を行っておりますが、これは意見書のあった団体の意見を聴取するもので、受動的なものとなっております。このことについては、最低賃金決定要覧の148ページから149ページを書いてありますので、ご参照いただければと存じます。

この最賃法第25条第5項による意見聴取については、制度上必須の手続きであることから、今年度も同様な手続きを進めさせていただければと考えております。

この他に最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向や実情把握のために、最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定されておりました、その具体的な方法としまして、運用上他局では、実地視察や関係労使の意見聴取が実施されることがあります。

当然、この手続きを行うためには審議会又は専門部会で実施の決定を行う必要がありますが、実施することとなった場合の公示の手続きは不要となっております。従来から第1回の審議会で最賃法第25条第6項の関係労使の意見聴取の実施についてはご審議いただいているところですが、審議事項の中に、今年度は実地視察の実施についても、ご審議の対象に加えていただけないかと思うところがございます。理由としては、あくまで参考ですが、九州他県でも実地視察を実施している局、実施に向けて検討中の局が増えていることがございます。特に、ここ数年、かつてない額での最賃の引き上げが続いているところでもあります。委員の皆様が、長時間にわたって慎重に審議していただき、現在の県最賃額として発効しているところであり、その審議の内容は議事録に残され、広く県民にも公開されているところでもあります。

もとより、ご審議の結果は、県の実情を踏まえたものであることは申し上げるまでもないことですが、最近の発効額の推移に鑑みますと、審議会として、調査手法を尽くして、より地域の実態の把握に努めた上で、慎重に審議しているという過程を広く県民に示すことも、県民の方の納得性を高めることに資するのではないかということで、今年度は、昨年度までの意見聴取の実施に追加した形で、本日の議題に追加させていただいております。

御参考までに、もう少し説明させていただきますと、実地視察について事務局が考える必要性は、最低賃金額を適用する上で、問題となる業種、地域等の事業場の事業主から直接、委員の皆様が経営事情、労働力の需給状況、ベースアップの状況等を聴取していただけること、審議会に来て意見を述べられないような人のいわば「届かない声」を能動的に聞くことができることなど、意見聴取にはない利点であるのではないかと考えているところがございます。

もちろん、実地視察を行うとなると、委員の皆様にはご負担がかかるところでございますが、事務局としては、なるべく御負担をかけないよう配慮させていただきたいと考えております。以上ですが、今、説明させていただいたことを参考にさせていただいて、今年度の実地視察及び意見聴取を行うべきか、そうでないかをご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 石塚会長

どうもありがとうございました。事務局から説明がありましたとおり、実地視察及び意見聴取を行うこととなった場合の詳細は、県最賃専門部会で決めていただくこととなりますが、ここでは、当審議会としまして、今年度の審議におきまして例年意見聴取を行うかどうかを審議いただいておりますが、これに今年度は実施視察を行うかどうかを含めてご審議いただきたいとのことでもあります。これに関しまして皆様からご質問等はございませんでしょうか。

#### 新内委員

実地視察についてですが、これまで鹿児島県では行ってきておりませんでした。労側全員と調整したわけではありませんが、個人的には、実地視察をしたところで、特に労働者の本音の意見を聞けるかどうかを非常に心配しているところでもあります。それと、例えばどこかの企業に行っても会議室なりで意見を聞くということは、ただ単に審議会の場所が変わっただけという気がしないでもないです。それと物理的に、現時点でやりますよということをもし決めたとした場合に、日程が本当にとれるかどうかという思いがありますので、少なくとも今年は実地視察をするのは無理ではないかなと思います。

石塚会長

労側の方からは、なかなか実地視察まではスケジュール等を考えると困難ではないかという話でしたが、使側の方からは何かありますか。

濱上委員

使側も意見統一とかした訳ではないのですが、今やはり全員の日程調整というのはただでさえタイトなスケジュールの中、非常に厳しいのではないかと、それと視察先の選定、それから仮に決まったとしても相手に対して、かなり御負担をかけるのではないかと、色々を色々と考えますと、あえて今年度については必要性を認められないと感じております。

石塚会長

どうもありがとうございます。使側もなかなかタイトなスケジュールの中でこれは相手方があることですから、そこまで含めてあえて日程を調整するのはなかなか難しいというご意見でしたが、公益の先生方、何かありますか。

田畑委員

元々労使共に労側、使用者側の代表が審議会に出てきておられるので、皆様方のご意見をお聞きすればいいのかなという気はします。

新内委員

それから実地視察、それから参考人の意見聴取についても確かに今まではやっておりましたが、今、田畑会長代理がおっしゃったように、労使それぞれの委員は各側の代表として、関係者の意向や県内の実情を十分に踏まえて参加していますし、また、これまでのやり方でも、その点では、十分斟酌されており、何の不都合もなかったように思います。かえて、実地視察を入れることで、いろいろな立場でいろいろな意見が述べられ、混乱するというか、審議にかけられる時間がとられるという面もあるのではないかと思います。

石塚会長

労使双方それぞれの代表として出ていらっしゃるということもありますし、混乱されるということもあるということで、皆様方の意見としては、本審、専門部会の審議というものは、これまでも関係者の意向、県内の実情等を十分に斟酌してやっていること、仮に実地視察や意見聴取を行うことになったとしても、労使各側の理解や協力を得ることが難しいのではないかということ、それからさらには専門部会の日程からも、実施はかなり厳しい状況であるというご意見がございます。また当県の場合、他県と異なりまして離島も抱えておりますので、もし仮にその代表になった場合にはほぼ不可能ということもございます。ここで皆さんにお諮りしたいと思いますが、実地視察及び意見聴取につきましては、今年度は実施しないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、今年度は実地視察及び意見聴取は実施しないということにいたします。それでは最

後の議題の「その他」に移りますが、何か皆さんの方からございますか。

(意見なし)

石塚会長

無ければ、事務局から何かございますか。

上ノ原賃金室長

それでは私の方から3点ほどお願いがございます。まず1点目のお願いですが、先程6番目の議題「今後の日程調整」の件ですが、あれはあくまでも中賃の目安が7月27日までに答申されることを前提とした案として皆様にご了承いただいたところがございますので、万が一、目安答申が7月28日以降にずれ込んだ場合の日程につきましては、可能な限り、確保いただいている日時を活かす形で見直していきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。2点目ですが、先ほど平成29年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定によりまして、これを審議していただく専門部会を設置することになります。このため、事務局で専門部会委員の推薦と意見聴取の公示をいたしますが、専門部会開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示を7月14日の(金)まで、意見聴取の公示も7月14日の(金)までと一緒にさせていただきたいと思っております。時間的に余裕がなくて大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い致します。3点目については、先程運営小委員会の開催時間について若干お話をさせていただこうと思っておりますけれども、先ほど話がありましたとおり8月17日の大体午後1時30分からとその状況に応じて、予備日といたしまして、18日の午前で開催させていただくこと、時間については前日の状況に応じて30分から40分位かと考えております。宜しく願いいたします。私の方からは以上ですが、もう1点、有村調査官から説明させていただきます。

有村調査官

有村です。2点お願いがあります。1点目が、今回新たに審議会委員に就任された方で手当ての支払いを要する方7名、本審開始前に、お手元に書類を配布させていただいた方)については、委員手当の振込手続きに関して必要となりますので、お手元にある「給与の口座振込申出書」に所要事項を記載・押印の上、添付しました「返信用封筒」にて返送方お願いします。

2点目は、同じく7名の方について、年末調整の関係で「マイナンバーの写し」が必要となりますが、取扱いに慎重を要することから、次回の審議会出席の際、直接ご持参くださるようお願いいたします。

石塚会長

どうもありがとうございます。それではただ今、説明がありましたように専門部会の委員の推薦の公示、意見聴取の公示とも7月14日の(金)までということによろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは他に何かございませんか。はい、どうぞ。

新内委員

事務局にお伺いしたいのですが、資料で、資料 4 で春季の賃上げ状況表がついていないのですが、出ているのですか、まだ出ていないのですか。

平松補佐

今日現在ぎりぎりまで待って、先程確認をしたのですが、まだアップされておりませんので、今回欠番となっております。申し訳ございません。アップされ次第、次回本審でお付けしたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

石塚会長

去年はどうだったのですか。

平松補佐

去年は5月28日付けだったものですから、今日は一応議題を立てて、ぎりぎりまで待ってみたのですが、出ませんでした。申し訳ございません。

石塚会長

出てきたら。また。お願いします。

平松補佐

出ましたら必ずお付けいたしますので。

石塚会長

他にはございませんか。それでは他にご意見等がなければ、最後に議事録署名者を指名します。労側は新内委員ですね、使側は濱上委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了します。皆さん、長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---